

令和５年度第９回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和５年１１月２７日（月）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和５年１１月２７日 午後１時２９分開会

諸 報 告

日程第１ 議事録署名委員の指名

１３番 早 水 博 子 委員

１４番 原 清 美 委員

日程第２ 会期の決定 １１月２７日 １日間

日程第３ 報告第１３号 農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４ 第４４号議案 農地法第３条の規定による許可申請審議について

日程第５ 第４５号議案 農地法第５条の規定による許可申請審議について

日程第６ 第４６号議案 農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第７ 第４７号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第８ 第４８号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第９ 第４９号議案 農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

出席委員（１７名）

２番 尾 藤 光

４番 西 沢 泰 裕

６番 宮 岡 正 則

８番 瀧 下 康 徳

１０番 川 崎 重 雄

１２番 石 原 章 二

１４番 原 清 美

１７番 高 尾 利 美

１９番 村 田 憲 夫

３番 仲 川 弘 之

５番 霜 澤 良 雄

７番 桑 田 均

９番 大 谷 均

１１番 田 中 竹 治

１３番 早 水 博 子

１６番 鳥 尾 勝

１８番 井 谷 勝 彦

欠席委員（２名）

１ 番 平 峰 英 子

１５ 番 和 田 茂 孔

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一

事務局次長……………兼 井 伸 二

主幹兼係長……………山 澤 大 作

主 事……………岡 森 星 歌

午後１時２９分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんこんにちは。今日は第９回月例総会ということで出席していただきありがとうございます。山もすっかり紅葉して、田んぼの方も早水田んぼを始めているようなところもある状況です。

昨日、９時のNHKスペシャル、たぶん皆さん見られている方があったかと思いますが、非常にショッキングな農業に対する稲作ですね、いろんなことを放映していました。やはり日本全国で私たちが思っているような、それから現実そういうことが起こっているなという状況です。一つ印象に残ったのが、やはり大規模農家でも米だけだったら赤字だということで、もうやめたいと。やめても次の引き受け手がないということで、新潟の方でも新潟平野の中でも耕作放棄地が出てるという状況下で、来年に向けて皆さんも準備されてますし、周りの方も稲作の準備されている方があると思いますけども、やはり農地パトロール等々回っていただいて、農地は農地で次世代に引き継ぐ、それから農地利用の適正化ですか、それに向けての活動をしていただきたいと思います。

それと話は違いますが、視察研修ということで、４年ぶりに２１日、２２日に福井県若狭町の方に行ってまいりました。若狭町の方は人・農地プランということで、私どもとやり方が全然違うという状況で、２，１１４ヘクタールを８地区に分けて、地域計画を作成されていると。瓜生地区という地域がありますけども、そこは目標地図も作成されているという状況で、今度１２月に農業委員会の会長が東京で発表されるということを聞いています。先進地だということで、私どもと全然違うやり方で２，１１４ヘクタールを８ブロックに分けて地域計画をされるということです。それから２２日は若狭の恵ということで４営農組合を一つにまとめた１４０ヘクタールの非常に大きな耕地です。その中でおっしゃってたのは、今引き受けている農地はずっともうりすると。私どもの預かっている１４０町歩の中では耕作放棄地は作らないという信念のもとで営農されてます。やはり考え方によったらそういう１０年２０年先でもやはり農地は私のところに預けてもらったらずっと作ってあげるといふそういう大きな企業ですけども、そういうところがあってもいいかなと私は思いました。

それでは提出議案も多くあります。 慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告委員を報告します。 1 番 平峰英子委員、 1 5 番 和田茂孔委員。 以上通告を受けています。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は 1 7 名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第 9 回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件 1 件、許可申請案件 1 7 件、証明案件 4 件、協議案件 3 件、合計 2 5 件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より 2 名を指名します。

13 番 早 水 博 子 委員

14 番 原 清 美 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。

第９回農業委員会総会（定例会）は、本日１日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第９回総会（定例会）は、本日１１月２７日の１日間と決定しました。

農地法第１８条第６項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第３、報告第１３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第１３号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第４４号議案、農地法第３条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第４、第４４号議案「農地法第３条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、５番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） １１月１３日、６番 宮岡委員と私５番 霜澤、事務局２名と現地確認をしました。事務局の説明のとおり、補足説明は特にありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） 日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、７番 桑田委員、お願いします。

○現地調査員（桑田 均） １１月１４日、私桑田と８番 瀧下委員、事務局２名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで補足説明することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第４４号議案「農地法第３条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第４５号議案、農地法第５条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第５、第４５号議案「農地法第５条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、５番 霜澤委員、お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） １１月１３日、６番 宮岡委員と私５番 霜澤、事務局２名と現地確認をしました。事務局の説明のとおり、補足説明は特にありません。以上で

す。

○議長（村田 憲夫） 出石地域の現地調査の調査員を代表して、 7 番 桑田委員、 お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 11月14日、 私桑田と8番 瀧下委員、 事務局2名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで補足説明することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、 第45号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」 は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第46号議案、 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第6、 第46号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 5番 霜澤委員、 お願いします。

○現地調査員（霜澤 良雄） 11月13日、 6番 宮岡委員と私5番 霜澤、 事務局2名と現地確認をしました。事務局の説明のとおり、 補足説明は特にありません。 以上です。

○議長（村田 憲夫） 日高、 出石、 但東地域の現地調査の調査員を代表して、 7番 桑田委員、 お願いします。

○現地調査員（桑田 均） 11月14日、8番 瀧下委員、7番 桑田、事務局2名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで補足説明することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第46号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第47号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（村田 憲夫） 日程第7、第47号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第４７号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第４８号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第８、第４８号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第４８号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「異議なし」として、公益社団法人ひょうご農林機構豊岡農地管理事務所長へ意見書を提出します。

第４９号議案、農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

○議長（村田 憲夫） 日程第９、第４９号議案「農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 以上、事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第49号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」は、原案のとおり可決されました。

所有者及び関係機関に非農地通知書を送付します。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和5年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時08分閉会